

あさひ

広報

今年は
合併10周年



「心をひとつに」共に進もう 復興あさひ

2015
No.242

7/15



主な内容

- 国民年金保険料の免除制度…………… 2
- 後期高齢者医療被保険者証と国保の高齢受給者証…………… 3
- 旭市七夕市民まつりでの車両通行には通行許可証が必要です…………… 4



郷土の食文化を伝える

旭昇塾太巻き寿司教室

千葉県の郷土料理の一つ、太巻き寿司を知ってもらおうと開かれている旭昇塾太巻き寿司教室。この日受講者は、切り口に「あやめ」や「もも」の絵柄をあしらった太巻き寿司を作り上げていました。

(7月2日／第二市民会館)

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがあります。また納めずにそのまま放置していると、将来のための老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまう。経済的な理由などで納めることが困難な場合は、未納のままにはせず免除や猶予される制度を利用しましょう。申請は保険年金課で受け付けています。

免除制度（全額免除・一部免除）

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

若年者納付猶予制度

所得審査対象／30歳未満（学生を除く）の本人、配偶者
※全額免除または若年者納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要がありません。

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生
〔共通事項〕
各制度とも、前年度の所得に基づき審査が行われます。
各制度の要件など

次のいずれかに該当すること
●前年の所得が基準額以下の人
（別表）

●退職、事業が廃止となったことが確認できる人

●障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人

●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

各制度の申請に必要なもの

●年金手帳または基礎年金番号の分かるもの（納付書など）

●家族が申請する場合は、印鑑と本人確認のできるもの（運転免許証、保険証など）

●退職などの場合は、そのことが確認できる書類（雇用保険受給資格者証の写しなど）

●学生は、学生証（コピー可）または在学証明書

免除申請の対象期間を拡大

昨年度から、申請時点の2年1か月前の月分まで免除申請ができるようになりました。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332

免除制度などを
利用すると……

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし左表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

なお10年以内であれば、追納して老齢基礎年金の受給額を、満額に近づけることが可能です。

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・若年者納付猶予		35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
一部免除	3／4免除	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	1／4免除	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
学生納付特例		118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)や扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○*1	○
一部免除*2	○	○*3	○
若年者納付猶予・学生特例納付	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。

※3 納付割合に応じて反映。

新しくなります

後期高齢者医療被保険者証と

国保の高齢受給者証

新しいものは8月1日(土)から使用

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人が加入する、後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と、国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、記載内容に誤りがないか確認してください。新しいものは、8月診療分から使用できます。なお現在使用している被保険

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課税世帯	高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税課税世帯	被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。

者証と、高齢受給者証の有効期限は、7月31日(金)までです。

限度額適用認定証などの申請も忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次により手続きをしてください。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

現在認定証が交付されていて、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付するので、申請は不要です。

問い合わせ先
保険年金課
国民健康保険班

高齢者医療年金班
62・5331
62・5882

7月31日(金)までに提出を

障害基礎年金の現況届

毎年7月は障害基礎年金(20歳前の障害などの)の現況届の提出月です。

この届けは、受給者や家族の状況に変化がないか確認し、引き続き年金が支給されるかを決める大切なものです。

届け出が必要な人

対象／障害基礎年金を受けている人のうち、次のいずれかに該当する人

●20歳前に初診のある疾病により、障害基礎年金を受けている。

●障害福祉年金から移行し、障害基礎年金を受けている。

提出期限／7月31日

提出場所／保険年金課

忘れずに提出しましょう

対象者には、日本年金機構が6月下旬から7月上旬にかけて現況届の用紙を送付しています。

なお年金を受け取るようになって1年未満の人と、ほかの公的年金を受け取ることで、引き続き障害基礎年金の支払いが全額停止となる人は、提出する必要はありません。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班
62・5332



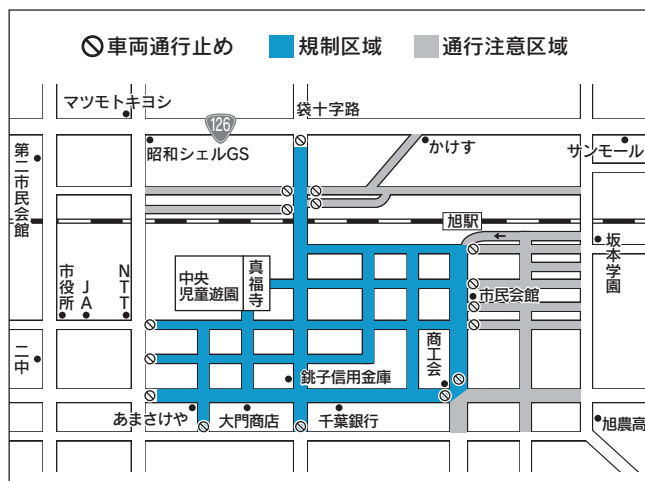
旭市七夕市民まつりでの車両通行には通行許可証が必要です

七夕市民まつりの期間中は、会場周辺で交通規制が行われます。今年から規制区域が変更され、原則規制区域内の横断ができなくなりました。

仕事などで規制区域内を通行する車両は、通行許可証が必要ですので申請してください。

規制日時／8月6日(木)、7日(金) 午後5時～10時
必要書類など／申請書正・副1部(旭警察署にあります)、
運転免許証・車検証の写し、通行箇所図(各2部)、印鑑
申請期限／7月24日(金)

受付時間／月～金曜日 午前8時30分～午後5時
※祝日を除く。



申請・問い合わせ先

旭警察署交通課(☎64-0110)

健康診査を受診し“自分の健康”を確認しよう「国民健康保険(国保)特定健康診査」「後期高齢者健康診査」

35～74歳の国保加入者を対象とした国保特定健康診査と、75歳以上の人を対象とした後期高齢者健康診査を実施しています。

健診を受けないと、生活習慣病の発見が遅れ、医療費の高額化につながる可能性があります。10年後も元気でいるために健診を活用しましょう。

個別健診

実施期限／9月30日(水)

場所／旭・匝瑳市内にある指定の医療機関

※医療機関名は、受診票または市ホームページで確認するか、問い合わせてください。

集団健診

実施期間／7月22日(水)～31日(金)、9月25日(金)～30日(水)

場所／旭市保健センター

受付時間／午前8時30分～11時15分

〈共通事項〉

健診項目／問診、身体計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査、腹囲測定(特定健康診査のみ)

費用／無料

持ち物／受診票、被保険者証

注意事項／●新規に受診を希望する75歳以上の人と、昨年度に人間ドックを受けた人は、申し込みが必要です。

●本年度、人間ドックやJ A健診を受ける人は、内容が重複するので受けられません。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班(☎62-5401)

まちづくりのはなし

第1回

今号から始まる「まちづくりのはなし」。まちづくりを進めていくためには、都市全体や身近にあるまちを将来どのようにしていきたいか具体的に考えていくことが重要です。

このシリーズでは6回にわたり、まちづくりの仕組みを分かりやすく発信していきます。

まちづくりのルール

市民の皆さんが安全に安心して暮らしていけるよう、また同時に自然環境や農地も守っていけるようなまちづくりを目指した都市計画という「まちづくりのルール」があります。

都市計画は、最初に「都市計画区域」というルールを定める区域を決めます。この区域内において、土地の用途や都市計画施設などを検討することで、効率的なまちづくりを進めることができます。



市では今後も安全安心なまちづくりを目指し、現在都市計画区域に指定されていない海上地域、飯岡地域、干潟地域を含めた市全域を視野に、都市計画の見直しを進めていきます。

次回は「建物の建て方のルール」の話です。

図都市整備課都市計画班(☎62-5355)

人と地域が輝く教育を目指す

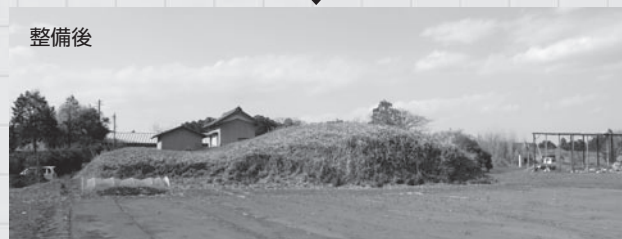
市では地域固有の歴史、史跡を大切に守り伝えていくための取り組みを行っています。この地域で社会に尽くした先人たちを調べたり、残された資料などに直接触れたりすることで、地域社会の一員としての自覚を持ち、郷土を誇りに思う気持ちを育むことができます。

●市内の文化財を見つけよう

市内に残る指定文化財は全部で130件。標示板の設置を進め、ときには調査を行い保存整備に当たっています。今年整備した鎭木にある法王塚(築6世紀後半)は、これまで竹やぶに覆われその姿を確認することができませんでしたが、現在は前方後円墳の形状をはっきりと確認することができます。文化財はこうして時代を超えて私たちにその姿を見せてくれます。



整備前



整備後

姿を現した法王塚

校長リレーエッセイ

12



地域の歴史を学ぶ

古城小学校長
立川 則夫

古城小学校の学区には「鎭木城跡」と「鎭木古墳群」という2種類の遺跡があります。鎭木城は中世の山城で、西暦1230年ごろから1590年ごろまで、鎭木氏の居城として存続していたとされています。また鎭木古墳群は、5世紀ごろから7世紀ごろに築造されたと考えられ、前方後円墳、円墳など大小さまざまなものがあります。

小学校学習指導要領解説社会科編では、指導計画作成

●郷土の先覚者・大原幽学

市内には博物館施設である大原幽学記念館もあります。混乱の時代にあった幕末に、この地域を指導した大原幽学の業績は、今も色あせることなく伝えられ、ゆかりの地は国指定史跡として住まいもほぼ当時のまま残っています。

耕地整理を行った田んぼは、毎年多くの参加者が田植えから収穫までを体験する交流事業の舞台として活用され、史跡公園内には、市内から移築された旧林家住宅というかやぶき屋根の民家があり、自由に見学できます。

●子どもたちの学習を支援しています

記念館では、幽学の遺品、著作のほか、この地域の歴史を紹介する展示も行っています。

市内の小中学校の郷土学習や体験学習にも多く利用されています。旭市の歴史や市内に残る史跡・文化財の重要性を理解してもらう良い機会と歓迎しています。

※くわしい内容は、生涯学習課文化振興班(☎55-5728)、大原幽学記念館(☎68-4933)まで問い合わせてください。

夏休み工作のヒントに！

●第73回全日本学生児童発明くふう展

期間／7月31日(金)まで

場所／県立現代産業科学館(市川市)

昨年度開催された全日本学生児童発明くふう展で選ばれた優秀作品34点が展示されています。その中には、奨励賞を受賞した新居瑠偉くん(嚶鳴小)の作品「ハッチちゃんのたこやき屋」も展示されています。

※くわしい内容は、千葉県立現代産業科学館(☎047-379-2005)まで問い合わせてください。

上の配慮事項として「地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにすること」と示されています。

そこで、昨年度は6年生の社会科で、鎭木俊一先生(前千潟中学校長)に外部講師を依頼し、地域の歴史について学習する機会を設けました。

子どもたちは、自分たちの住んでいる地域に歴史的に重要な遺跡があることを知るとともに、自分たちの住んでいる場所が歴史のある地域であるという鎭木先生の話に、熱心に耳を傾けていました。今後、古墳などがさらに整備されると、より効果的な学習をすることができると思います。

今年度も、鎭木城跡や古墳に関する学習を実践し、旭市学校教育指導の指針の重点目標の一つであります「地域とともに歩む学校づくり」における「地域の教育力・教育資源を活かした教育の推進」を図っていきたいと考えています。

戦没者など遺族の皆さんに弔慰金を支給します

戦後70周年に当たる今年、戦没者などの遺族に弔慰の意を表すために支給される、特別弔慰金の受け付けを開始しました。

対象／戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などの受給者がいない場合に、次の順番で先順位の遺族1人に支給。

1. 基準日までに弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記以外の三親等内の親族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人

受付期限／平成30年4月2日(月)

☎問社会福祉課社会班(☎62-5317)

旭市防災資料館開館1周年 展示内容をリニューアル

展示内容／時系列で見る震災・復旧復興など

開館時間／午前9時～午後5時

休館日／月曜日、祝日の翌日、年末年始

入場料／無料

問旭市防災資料館(☎57-6712)

復職や就業をサポート

「未就業歯科衛生士リカバリーコース」

日時／8月30日(日)、9月6日(日)
午前9時30分～午後5時

場所／千葉県歯科医師会館(千葉市)

対象／歯科衛生士の資格を持つ未就業の人

定員／40人

費用／無料

☎問千葉県歯科医師会(☎043-241-6471)

市税の休日・夜間納税窓口

〈日時〉

●休日納税窓口：7月26日(日) 午前8時30分～午後5時

●夜間納税窓口：7月27日(月) 午後8時まで

〈場所〉

税務課

問税務課収税班(☎62-5322)

介護保険料の納付と要介護認定の申請の夜間窓口

日中に納付や申請が困難な人のため、介護保険料の夜間納付と要介護認定(個人申請分)の夜間申請を受け付けます。

日時／7月27日(月) 午後8時まで

場所／高齢者福祉課

問高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)

消費生活センター

ほんと通信 Vol.52

商品先物取引の勧誘に注意

商品先物取引は仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる可能性が高い取引です。これまで業者は65歳以上の人や年金生活者には、望まない訪問や電話勧誘はできませんでした。しかし勧誘ルールの変更で、商品先物取引の投資を考えていない消費者も勧誘を受ける機会が増える事が予想され、国民生活センターが注意を呼び掛けています。

【事例1】しつこい勧誘

商品先物取引の知識や経験がないので、業者の勧誘を断っていたが、何回も訪問され契約してしまった。

最初は初期投資額以上の損失が出ない取引(損失限定取引)でうまくいったが、業者から取引方法を変更するように言われて応じた。その後損失が出て追加で投資し、これまで300万円を支払った。「やめたい」と言ったら、「10万円くらいしか戻ってこない」と言われた。払ったお金を返してほしい。

【事例2】「必ずもうかる」という勧誘

業者から訪問したいと何度も電話があり、断っていたが「必ずもうかる」と言うので、説明を聞くだけならと思



い承諾した。業者は「これから金の値段が上がる。400万円預けたら、2,000万円以上になる。損失限定取引なので、元本がゼロになることはない」と言われ、金の先物取引の申込書に署名した。どのくらいのリスクがあるのか理解していない。年金生活なので余裕がない。契約を考え直した方がよいか。

アドバイス

- 興味がない、取引の仕組みが理解できないときは契約を断りましょう。
- 「必ずもうかる」「絶対に損しない」という言葉は信用しないようにしましょう。
- 許可を受けている業者か、確認しましょう。
- 取引する場合は、過度の投資を防ぐため年収や金融資産を正確に伝えましょう。取引をしない場合は伝える必要はありません。
- 契約しても14日間は「熟慮期間」で取引はできません。その間にリスクを良く考えましょう。

問旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)



好きです、紙芝居！

読み聞かせボランティア

伊藤 逸子さん

「はい。紙芝居、始まるよー」。紙芝居の舞台に集中する子どもたちの瞳。「今日のお話は何か。どんなお話かな」。そんな声が聞こえてきそうな空気が漂ってくるのを感じる。舞台の扉は上と左右の3つ、最初に開く扉からのぞく一枚目の絵に「おっ!？」と心が動いてくれるよう、開く順番に思いを巡らす。一枚一枚順番に抜きながら話を進め、次の場面が表れたときの子どもの表情がたまらなく良いのだとか。

「子どもたちが、いろいろなことを感じながら見てくれたらうれしい」——。作品選びには、話の内容や聞き手の年齢、季節感、そして何より作品が語る内容に自身が“共鳴”できることを大切にしている。何が語られ、起きているのかを、絵と耳から入ってくる文で膨らませ、ときどきしたり、笑ったりする子どもたちの表情を思い

浮かべるのが楽しい。テレビや映画のように動かない絵を話に合わせ、ここはこう動かそうとか、ゆっくり抜こうなどと考えるのも楽しみの一つ。これによって子どもたちの反応も変わり、演じる楽しみや期待も膨らむ。

ボランティアや図書館の職員が、心のこもった絵本の読み聞かせを子どもたちに届けるこの時間は、本当に貴重だと思う。「お母さんの膝元に寄り添ったり、だっこされたりしながら聞き入ってくれる姿を見ると、幸せな気持ちになります」と感謝。皆さん、ぜひ来てくださいね。

行政へ一言！

みんながゆったり本を読めるよう、図書環境を充実させてほしい。子どもたちにとっても図書は大事ですので、子ども向けの図書予算を増やしていただければ、親子で図書館に来てもらえるかも。

【幼児向きの絵本の読み聞かせ】

ボランティアと図書館職員により行われる、絵本の読み聞かせと紙芝居。子どもたちはくぎ付けです。くわしくは、市図書館(☎62-2560)まで。

日時／毎月第2・4木曜日 午後4時30分～5時

場所／市民会館2階和室



おいしく食べよう

旭産

簡単・ヘルシーレシピ



トウモロコシは世界の三大穀物といわれ、炭水化物やタンパク質を多く含みます。収穫後は鮮度の低下が早いので、入手したらできるだけ早く食べるようにしましょう。食べきれない場合は、ゆでた物を冷凍しておくくと便利です。

材料 (4人分)

精白米……………2合 酒……………小さじ2
トウモロコシ……………1本 塩……………小さじ2/3

VOL.66 とうもろこしご飯

1人分の栄養価 エネルギー310kcal、塩分1.0g

作り方

- 炊飯器にといだ米を入れ、通常より少なめの水加減にする。
- ①に酒、塩を混ぜる。
- トウモロコシは皮をむいて長さを半分に切り、包丁で実を削り取る。
- ②にトウモロコシの実と芯を乗せて炊飯する。
- 炊き上がったたら芯を除いて全体をほぐす。

旭市保健推進員協議会(☎63-8766・健康管理課予防班内)

データシート

火災				交通事故				人のうごき				【7月1日現在】		前月比
【6月】 平成27年の累計				【6月】 平成27年の累計				【6月の移動】				人	口	67,746人 (+14人)
建物火災 0件 (8件)				事故件数 128件 (949件)				転入 204人				男		33,279人 (+18人)
その他の火災 2件 (10件)				死亡者数 0人 (2人)				転出 174人				女		34,467人 (▲4人)
								出生 35人				世帯数		25,419世帯 (+41世帯)
								死亡 51人						